

開催日時：令和8年7月8日（水）10：00～12：06

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、宇野二郎構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員、平田彩子構成員

〔政府〕稲原浩内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、川口真友美内閣府地方分権改革推進室参事官、福西竜也内閣府地方分権改革推進室参事官、澤野宏内閣府地方分権改革推進室企画官、松田和香内閣府地方分権改革推進室企画官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和8年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

＜通番22：港湾・空港関連の補助事業に係る繰越事務の権限を国から都道府県に委任（国土交通省）＞

（大橋部会長）御説明があった繰越事務について、提案団体によると、港湾と空港事業以外の事業において、委任があれば1週間以内程度で承認の手続が取れるところが実際には1か月程度になっており、事務処理の時間が5倍以上かかっている例が複数寄せられているため、何とかしてほしいという御提案である。本提案について前向きに検討いただけるということだが、検討に向けた全都道府県の意向確認については、国土交通省が所管されている関連事業の中で港湾と空港事業以外についての繰越事務の委任手続が進んでいることからすると、これらの事業だけ残ってしまっている。問題点は他の事業で把握済みと思われるため、なるべく早くお願いしたい。

具体的に管理者の意向を確認するというのはどのような形で意向確認されるのか。また、スケジュールは令和9年度以降とお話があったが、具体的にどのような形で進められるのかということ、二次ヒアリングで具体的な方向性とタイムスケジュールについてお示しいただきたい。

（国土交通省）御意向を確認する形として、書面により、各主体である都道府県、港湾管理者、空港管理者に伺うことになると考えており、スケジュールについては財務局とも調整が必要になるため、その辺りを踏まえて具体的な手続に向けての段取りを検討してまいりたい。

（大橋部会長）一般的な港湾管理や空港管理についてのお願いはなく、繰越事務の手続という非常に局所的な部分についてであり、しかも残ってしまった部分でもあるため、迅速に意向を確認いただき、次回の二次ヒアリングでは具体的なスケジュールをお伺いするという形で進めたい。

（国土交通省）承知した。

（高橋構成員）国土交通省所管の他の事業についても、本提案と同じように管理者が都道府県と別で存在するような構造のものはあるか。他の事業ではこういう措置が採られており、こういった問題が起きているというような事例を伺いたい。

（国土交通省）他の事業に関して何か問題が起きているかについて、現時点で把握していない。

（高橋構成員）所管が違うから分からないという話か。

似たような話はあるのではないかと考えており、それでもこういう措置が採られていることから、問題はな

いのではないかと思料する。その辺も含めて御検討いただきたい。

(大橋部会長) 高橋構成員としては、手続中の適宜情報共有という点に問題があるという御認識だと考える。この部分については、手続の件数自体が多くないように感じており、それほど大きな問題にはならないという認識でよい。

(国土交通省) 都道府県に意向確認しないと分からない。数や金額であれば数字で把握できるが、都道府県と市町村との関係については確認が必要である。また、都道府県の事務についても、今まで実施していない市町村の執行状況に関する事務が上乘せされると想像するため、そういったところを確認しないといけない。

(大橋部会長) 確認結果を踏まえて検討の方向性について二次ヒアリングでお聞かせいただきたい。

<通番 21：住所公告の廃止（国土交通省）>

(大橋部会長) 都市再開発法の件は、いわば土地区画整理事業の立体換地であり、事業の仕組みも似ている。土地区画整理法でプライバシーをある程度保護して、住所の全部は必要ないと整理されたので、それを1つのモデルとして、今回、この市街地再開発事業でも検討いただけると整理されたということによろしいか。

(国土交通省) 然り。

(大橋部会長) その点については、そういう形で具体的な方法があるので、対応していただければと思う。

新しい提案として、2番目の土地区画整理審議会の選挙人名簿の縦覧についての仕組みで、どこまで出すのかという問題がある。これは閲覧の仕組みを整理するやり方もあれば、縦覧の範囲を制約するやり方もあるかと思う。それはこれから御検討いただけるということなので、今日お話にあったように、公職選挙法と同様の扱いになるかということと、今回の場合、特に利害関係者が土地所有者と借地権者になる点では、事業の特性からはっきりしており、その辺りを中心に検討されるかと思う。具体的にどのような形で検討いただけるのか、スケジュールを含め伺いたい。

(国土交通省) 1つは公職選挙法のやり方が参考になるかと思っている。いずれにしても、選挙人名簿を作って、それで誰が対象になっているかを知らせなくてはいけないというのは地権者にとっても必要なことだと思うので、その中でフリーに見られる形態を取るのか、何かしら申出があったらやるなど、そこは今の状況をよく確認をさせていただきながら、実際に現場でどのように行われているかを確認した上で、具体的な方策については検討していきたいと考えている。

(大橋部会長) 是非検討いただきたい。縦覧の期間においてどう限定するかということと、縦覧が終わった後にどのような人が見られるのかということの2点がある。特に前者の場合だと、選挙で間違いがあってはいけないことから、異議申出の手続もあり、そういう形で正確性を担保するという趣旨があると思うが、終わった後はその趣旨が外れるような状況の違いがある。どこまで限定されるのか、閲覧の仕組みにするのか、縦覧で制約をかけるのか、その2つの期間を念頭に置いていただきたい。先ほどお話があったような、正当な事由という形だと、運用する方に自信がなくなると、プライバシーなどの関係で見ることのできる者の範囲が広狭いずれにも膨らみ過ぎる可能性もあり、そこは明確にしてほしい。その限定がつくような形での御検討をお願いしたい。次は二次ヒアリングが予定されており、そのときに具体的な検討の方向性等はお示しいただけるか。

(国土交通省) これから至急、今の実際の各現場でどういう運用をされているかを確認した上で、二次ヒアリングの段階で方向性を出していきたいと思う。

(大橋部会長) 是非お願いしたい。1つ目の提案については、先の第16次地方分権一括法による土地区画整理法の改正で、土地区画整理組合の理事の住所を一部非表示にできるようになったが、市街地再開発組合においても、同じような問題が出てくるということで、今回これに手をつけると、マンションの再生組合における理事

長の住所公告などについても、参考となる仕組みになるかと思う。そういう点で非常に普遍性のある課題であり、面的整備関係の事業として意義のある取組になるのかと思うので、関係者や、必要があれば事務局を通じて提案団体の意向も聞いていただき、二次ヒアリングで方向性をお聞かせいただきたい。

＜通番 7：特定商取引法における複数の都道府県にわたる消費者被害事案について国での対応を原則とするよう役割を明確化（消費者庁）＞

（大橋部会長）今回、広域事案についての対応を国に求めるような分権提案が出ているわけだが、我々が調べると、これは決して新しい問題ではなく、ある程度長期に渡る問題だという認識を持っている。例えば、「地方消費者行政の充実強化に向けて」という2009年に消費者委員会が出した内容を検討すべき論点であったり、「地方消費者行政専門調査会」で2010年に先生方がおっしゃっている内容は、正に今回地方公共団体が言っているものと同じ問題で、10年以上同じような問題が放置されているのではないかという認識を持った。

広域事案に現行法でどのように対応できるか、例えば、都道府県の合同調査を行うと、数か月間の調整が必要になる。さらには、国と共同で処分することになると、共同の足並みをそろえるための作業も必要になるし、今回の提案であったように共同調査自体を拒否される事例がある。そうすると、広域事案について作られている法的仕組みが執行面では重過ぎて簡単には使えない、だから単独でやらざるを得ないのだと思う。私は統計上、単独でやっているから問題がないとは全く思わない。単独でしかできないような体制になっていないのかという点が気になる。

また、処分の効力が都道府県の中で留まる点も気になる。要するに、悪質な業者がいたときにその業者がほかでも営業できるのを見過ごしているというのは一体どういう仕組みなのだろうか。そういうことを過去にも指摘している先生などがいて、そういう制約があるのだとすると、なおさら国が前面に出る必要があるのではないか。

長く言われてきていることなのだが、国と地方の役割分担はどのように考えるのか。後から見て二十何県に及んでいたから国がやりましたということは説明できるとしても、基準は無理だとおっしゃったが、どこの行政領域でも、こういう基準はある程度傾向的に示すということが主務官庁、国の役割だと思う。国がこの点はやるということを示さないとまずいのではないか。

そういう点からすると、今回の提案が非常にもっともなことである気がして、単にブロック会議で注意喚起するということでは済まない問題だという基本認識でいるのだが、いかがか。

（消費者庁）長く言われている課題だというのはそのとおりだと思うし、様々工夫しながら先人たちを含めてやってきたというところがなかなか難しいところもあるのかもしれないが、現に例えば国がやっていないかというところ、国は随分処分件数としてはやっており、全ての47都道府県の件数よりも国がやっている件数が多いので、複数県にまたがる事案も含めて国が努力しながらやってきているというところは事実として言えるのではないかとされる。

それから、実際には県でやるしかないのではないかというお話があり、確かに県がやるしかないのではないかとこの要素ももしあるのだとすれば、手続面について改善できる点があれば、さらに具体的な御提案の中で解決していきたいと思う。例えば、営業所が1つの県であったとしても商圏が近県にまたがるので複数県に被害が出ていることはある。一番重い業務停止命令みたいな3か月間業務停止などがあるわけだが、その業務停止命令がある営業所の都道府県で行われるのはそうだと思うが、営業をやっていないというところに対して営業停止をかけるのはどういうことなのかという点もあると思う。

例えば、東京の会社に対して、東京で営業停止になったから茨城県に出かけていくということがあり、そこ

でさらにまた被害が生じれば、それは当然複数県にまたがる事案なので国が出ていくということはあるかもしれないが、東京で処分を受けた人が別の県でも営業することが絶対に悪質なので一律にほかの県でもできなくなってしまうということでもいいのかということもあると思う。だから、そこは事案が生じたときにしっかり後で国が対応していくとか、複数の別の都道府県でも対応していくという対応を国が中心になって事案の処理について考えていくという考え方もあるのではないかなと思っており、少なくともこれまではそのような運用をしてきたということなのだと思う。

基準についての考え方であるが、正に先ほども御説明したが、事案がどれほど広域にまたがり得る話なのかとか、当然ネットや電話等を使った事案は被害が全国に及び得るので、それはそういう形でやっていくことになるのだろうが、他方で、これが全国的に広がり得るものかどうなのかについて、それから消費生活相談は都道府県にまず入ることになるので、現場である都道府県の意向あるいは被害の実態の確認などもしてもらいながら進めていくという方が、国は消費者庁しかないし、せいぜい経済産業局といっても大阪などの大都市にしかない中で、そうでない地方の地域に出かけていってヒアリングすることの効率性等を考えても、複数だからといって直ちに国がやるということではないという考え方もあると思う。現にそのような運用をされているという要素もあると思うので、今のようない運用になっているということだと理解をしているし、それはある種の合理性があるのではないかなとも思っている。

(大橋部会長) 事業者の保護が非常に厚いように思う。1つの都道府県であっても、そこで消費者に対して悪質なことをやったような業者は、性質的にこれをやらせてはまずい業者なので、それを他の都道府県などで営業する自由を認めることをすれば、消費者被害を拡大することになるのではないかな。本日、比例原則という話が出たが、これは過剰処分とは言わないのではないかな。

また、32ページ、6ページのところで今回の提案内容について件数をお示しいただいた。案件1、案件2、案件3だ。これはつまみ食いのデータなので、これで全体を把握しろと言われても無理であり、もう少し全体が分かるようなデータ、被害や相談実態が分かるようなものを提供いただきたい。

これは今の形だと分権的に様々な被害や相談があった自治体で、調査や執行をやっていくことになる、全国規模で作業が重複し、無駄な人手を使うことになる。あるところで被害が出たら、国に連絡が行き、一律に処分を打っていただくことが、御心配いただいた地方公共団体のマンパワーの保護にもなるのではないかな。執行上の無駄も非常に多い仕組みになっているということが率直な感想なので、そのような執行の重さと執行の無駄が地方公共団体から訴えかけられている。提案団体の数が非常に多いので、全国的に感じているところでの長年の課題なので、このような場合には国が出ていくという基本的な取決めやルールを確立いただくことが大事ではないかなと思う。

(消費者庁) 事業者保護が厚いのではないかなという御指摘があり、そういうことではないと思っているが、正にこれは広がりを持ち得るような事案で全国的に処分をした方がいいという事案と、地域限定的な処分を行うことがいいのだというのは事案によっておそらく分かれてくる、一律にはなかなか決められないのだと思うので、正に事案ごとに広域性、複雑性、悪質性を見ながら、あるいは再犯しているなどを見ながら全国的な処分を行うのか、あるいはもちろん処分の重さもそうであるが、分けて考えていく形になるので、それはものによるので正にこのような運用をしているということなのだと思う。

処分の分布の例としてつまみ食いではないかと、我々もそのような話はあるかなと思って全体を見た上でなのだが、単県が処分を行っているというのはもちろん先ほど御指摘があったようにそれしかできないからだということでの見方もあると思うが、現に共同処分もできるので、そのような中で単県が処分しているということは、ほかの県で処分に至るだけの事案が積み上がらないとか、事実としてその認定ができないといったこと、

あるいは行政処分でなくても軽い指導等で終わるケースも含めてやっているということだと思うので、そういう意味からすると、それができないわけではないということである。もちろんデータを御提供させていただくことは考えるが、基本的にはこういうラインの中での事案なのだと、特に小規模事業者が多い事案だとそうなるのかと思う。

執行上の無駄の話もあったが、例えば2025年で見ると、行政処分を行った件数は相談者が分布する都道府県の数で1のケースは1つもないわけである。したがって、仮に複数のものを国が全部やるとなると、これらの事案について全て国が端緒として着手したということになる。一番極端なことを言うとそうなるわけだが、そのようなときに都道府県の役割などを考えたときに、消費者の現場に近い自治体の方がまずは一義的に行うという趣旨で分権がされたと思うので、その趣旨から考えると、このような事案について都道府県の方に行っていただくというのは、私が申し上げるのも恐縮だが、それなりに合理的なことではないかと思う。

(高橋構成員) まず、窓口を一本化しろという話ではなく、当該事案について情報が出たときに複数に渡っているのであれば、その問題は適切に国が直ちにに取り上げて、それについて対応するという話だと思う。そこは窓口一本化という話ではないことはまず御理解いただければ有り難い。

もう一点、様々な事例を取り上げて判断しなければいけない話であり、単独の都道府県で判断できるというのは困難だと思う。そのような意味では、都道府県の情報を取れば、複数のところから出てきたときに適切にそれを総合して、単独の都道府県でやるべき事案か、広域的に国が積極的にやるべき事案かというルールを確立していただきたい、ということが今回の提案だと思うが、そこはいかがか。

(消費者庁) どのような事案、どのような相談がどこの県からどれだけ出てきているかというのはPIO-NETなどで分かる。したがって、それはどの都道府県の人にもアクセスできるので、複数県から出ているというのも分かる。複数都道府県から相談が出てきたとなったので、もう自分のところでは調査をやめて、まず国にやっていただくということだとする。例えば案件1のケースだとC都道府県に集中しているのでこれはC都道府県にやってもらおうではないかということになると、その事案についての調査をある程度やった上でまた都道府県に戻すことになる。それは被害の件数がC県で非常に多いことがPIO-NETを見ると分かるので、案件1みたいなケースだと最初からC県がやっていって、別に国がもう一回調査をするプロセスを挟まないでずっとC県が一気通貫でできるわけである。相談件数が9件でも20件でも、複数都道府県A、B、Cとなっているから全部1回国がやるとなると、明らかにC県に集中しているのでC県に戻すということになることが、実務上どうなのだろうと思う。

(大橋部会長) PIO-NETで情報は上がってくる。だから、そういう被害状況は分かるわけである。A、B、C、Dという複数のところでそういう案件が出ていれば少なくともこれは広域案件だということになる。そのときにそれをどこがやるのかについて、例えば、国と自治体が協議するとか、件数が非常に多かったら国が出るとか、その団体がかなり多く一定数広がっていれば、国が出る案件だというようなルールはあるべきで、個別案件の問題ではないと思う。そういうルールがないまま現在に至り、国と地方の役割がはっきりしていないから、こういう提案が出てきているわけで、広域の問題だということが顕在化している。お示しいただいた案件1、案件2、案件3のグラフの状況が出てきたときに、基本的にどういうときに国が出ていくのかというスタンスが分かっていれば地方も対応しやすいと思うし、そのときに地方から国にお願いするなら、国に対して様々なデータの渡し方のルールが次には確立するという形で、もっと円滑にいくわけである。

しかし、今は個別案件が発生するたびに調整を行っており、その都度調整に伴う負担が重くなり過ぎており、仕組みが何もないわけである。それを作ってもらいたいというのが今回の趣旨で、詳細なものは無理かもしれないが、端緒になるような国の基本姿勢、基本ルール等は二次ヒアリングまでに是非御検討いただきたい。

(消費者庁) 例えば案件１はC県に集中しているケースで申し上げたが、この事業者の過去の実績あるいは手口等が非常に広域性にまたがるものであれば、去年はなかったが、相談件数が１件しかないケースであっても都道府県側の要請を受けて全国に対して国が処分を打った例もある。この案件１であっても事案によっては国がやる場合もある。広域性や複雑性など幾つか申し上げたような点で考え方のメルクマールはあるので、そのことについてはもう少し二次ヒアリングまでに様々考えて、さらに今日御説明した以上のことができるか分からないが、御提供できると思う。

しかし、限界値というか、個別事案によって判断しなくてはいけない点はどうしても残ると思う。だから、画一的、一律にはなかなか決められないと思うが、自治体の皆さんの御懸念も分かるので、もう少し考えられないかということは検討させていただきたいと思う。

(大橋部会長) 詳細なところまでというのは、現状何もやっていないため、無理だと思う。傾向的にこういう場合にはどうするとか、これだけ多かったら例えばCにお願いするというのを国が宣言して、そのときにはほかでAやBでも20件など出ているわけだから、情報を媒介してあげるとか、過去に持っているデータがあればそれを国が渡すという形で国の役割はあると思う。そうしたときに調査が重複しないように、その間の橋渡しをするということを、典型的なものでもいいので、まず始めて、そうした基準を作ればこれは厳し過ぎるとか、こういう例外があるという議論が始まるではないか。今は議論するものが何も無いままに個別案件ごとに離合集散してやっているというのは、これ以上続けては駄目だと思う。もう10年以上そのようなことをやっているわけだから、そのルールを大枠でも結構であるため示していただきたい。二次ヒアリングまでに是非御準備いただきたい。

(消費者庁) 冒頭に申し上げたように広域事案は増えているので、国の能力にも限界があるのは事実なので、連携してやっていかなくてはならない面はある。役割分担について、もう少し考え方を明確にするということは全く御指摘のとおりなので、それは何ができるか考えて、また御説明したいと思う。

(勢一部会長代理) 御検討いただけるということで、よろしくお願い申し上げます。

確かに事例ごとに異なるのはもちろん当たり前であり、アドホックに対応するというだけではなく、これまで長らくの蓄積があるから、事案を分析していただくとおそらく何らかのライン等は出てくるかと思っている。都道府県をまたがる商圈は、非常に多く、どのくらいのラインだったら地域でやるとか、こういう商法の場合は被害の拡散が速そうだから国としっかり調整するという調整と連携のルールなども、これまでの事例から導き出せると思うので、そういうところで少し工夫していただければと思う。

(消費者庁) 分かった。

(平田構成員) このような基本的スタンスを書く際には、どれだけ細かく書くかということも非常に悩まれるところだとは思う。柔軟性を確保することと、ある程度の方向性の考え方を示していただくということのバランスの取り方はおそらくこれから御議論されるところかと思って拝聴していた。

この提案が出てきた背景として、自治体は不確実性が高過ぎることへの不安感が非常に強く、全体的な方向性が示されない中で自分たちのみで対処する問題なのか、連携の可能性や国が出てくるのかどうか、どうなるのかが分からなく、とりあえず目の前で被害が起こっているから対応している状況であると思われる。そのため、自治体担当者の、これはどうなるのかという不安感を緩和するような基本的スタンスをお示しいただけると、現場はそれだけでも非常に助かるのではないかと感じた。

(宇野構成員) 1県だけで処分している場合、隣の県にしみ出ていくケースはあると思う。被害が出てから対応するというのは行政の在り方としていかなるものかと思っており、そういう悩みのある団体もあるのではないかと。処分ということで考えると、単独県でしか処分性がなかったようなケースの中でもそのようなケー

スは広域ということで捉えていただけないかと思う。

(大橋構成員) 一次回答の中で連携を強化していきたいということは書いてくださっている。ただ、先生方もおっしゃられてきたように既にこれまでの消費者委員会の提言や分権提案で連携の必要性については何度も言われている中で、今回また話が出てきているので、単に連携の強化、連携の体制を検討していきたいのではなく、もう少し一歩踏み込んだ具体的なルールの明確化を二次ヒアリングのときにお聞かせいただきたい。

(高橋構成員) 比例原則について、環境法では逆比例という話があり、必要な取締りを実施しないというのは行政の懈怠だという考え方がある。ガバナンスが利いていない事業者については、営業所が1か所であっても全国で事業展開しているときに、隣の県では営業していいという話は通用しないと思う。個人の独走で違反した場合とガバナンスが利いていない場合とがあるはずで、ガバナンスが利いていないと国が考えれば全国的に処分すべきだと私は思っている。比例原則の言い方が過剰すぎるかと思う。

(大橋部会長) それでは、こちらの意見はお伝えしたので、一歩を踏み出すルール化のたたき台のようなものをお示しいただき、前に進めるという形で次回の二次ヒアリングを行いたいと思う。

(消費者庁) 御指摘いただいた点を踏まえて、柔軟性、明確性、透明性が確保できて、連携がしっかり強化でき、取締りの実が上がるということ、消費者被害を防ぐことが目的でやっている法律であるため、そうなるようにできるだけ考えてまたお伺いしたいと思う。

<通番1：覚醒剤取締法に基づく事業者等の申請・届出等に係る都道府県経由事務の廃止（デジタル庁、厚生労働省）>

(大橋部会長) 当部会では、こういう経由事務は廃止するという方向で他機関にも継続的に依頼しており、その場合には今日お話にあったような形でe-Govを活用してオンライン化を進めつつ、国にオンラインで提出があった手続内容について都道府県が閲覧できるようにする形で、今まで情報共有できていた事務内容を保障しながら進めてほしいとお願いしてきた。今回もそれと同じような形でオンライン化を進めていただきたいと思いますと思うが、具体的には二次ヒアリングでその対応の方向性や法改正やオンライン化のスケジュールを御回答いただけるということでしょうか。

(厚生労働省) また二次ヒアリングで御説明することになると思うが、時期的な部分については、これから都道府県が自前で使っているシステムといわゆるe-Govとの接続も含めて、そういう適合性や実態を把握した上で対応する形になるため、e-Gov移行についての具体的なスケジュール感を二次ヒアリングの段階でお示しできるかどうかは我々も何とも言い難いかとは思っている。ただ、いずれにしても法改正等を行う場合には何らかの一括法等で対応いただければ、これは可能な話だと思っている。

(大橋部会長) 是非e-Govを使って対応をお願いしたいが、実装に時間がかかる場合であっても、例えば麻薬及び向精神薬取締法においては、都道府県経由の規定なく直接事業者が厚生労働省に申請を行うという運用がされているのだとすれば、法改正によって先んじて経由事務の廃止を実現しつつオンライン化を進めるということもあり得るのではないかと考えているが、そこはいかがか。

(厚生労働省) 我々としても、こうした規制改革は利用者を含めて全体の手続の負荷を軽減することが大きな目的だと思っている。ただ、e-Govを導入する前に経過措置として紙のやり取りを戻すという形で、これまでと違う手続において紙を走らせることは、逆に関係する機関にとっても事務手続が煩雑化するようリスクがあるため、現時点ではまずe-Govの整備一本で考えていきたいと思っている。

(大橋部会長) 是非検討いただきたい。心配していることは、e-Govの実装のスケジュールによって経由事務がまだ当分残るようなことになると提案の趣旨と反するため、実装に係る時間をコンパクトにさせていただき、タイ

ムラグが短いのであればある程度スムーズかとも思うため、そのところについて特に時間をお急ぎいただきたい。

(厚生労働省) 他府省の事例などを拝見していると1年半から2年くらいかかっているものもあるため、我々は最大限、仮に延びるとしてもそのくらいのスケジュール感で少し猶予を頂きたいと思っている。

(大橋部会長) 国の開設する病院や診療所の覚醒剤施用機関の指定というところについては、県が必ずしも手続内容を確認できないような事例が生じることについて懸念されているというお話があったが、我々が調べたところ、登録を受けている機関数自体が53件という形である程度限定されることからすると、そこは個別に指定内容を通知する形でe-Govを通さず情報共有が可能であると考え、代替手段は様々あり得るかと思う。先ほど検討されるとおっしゃった中に入っていると思うが、そのようなことも御検討いただき、全体的なe-Govの実装スケジュールは早めに進めていただきたいが、いかがか。

(厚生労働省) 50件が多いか少ないかというところはあまり議論したくはないと思うが、50件といっても都道府県に少なくとも1つ以上ある形になるため、我々としては数的には十分多いだろうとは思っている。ただ、実際に代替手段としてできることについては御指摘の点も踏まえながら我々も検討していきたいと思うので、e-Govに実装できないから時間がかかるなどということを言い訳にはしないような形で対応させていただこうと思っている。

(大橋部会長) それでは、お話ししたような形での御検討を具体的にさせていただき、その対応方針、法改正の見込み、スケジュール感についておまとめいただいたものを二次ヒアリングで聞かせていただきたいと思います。

<通番8：市区町村が行う障害年金を含む国民年金事務の日本年金機構への一元化（厚生労働省）>

(大橋部会長) 今回の提案は追加共同提案団体の数が非常に多く、改めて皆さんが御関心をお持ちなのだと思います。

調べてみると、会員市が796ある全国都市国民年金協議会で出ている要望書が今回とほとんど同じ内容であるようで、これは全国市町村の共通認識なのだろうと思う。

まずは市町村の運用の実態について提案を見ると、市町村で回答ができないような項目が非常に多いとか、日本年金機構から返戻されることが多かったり、窓口が一元化されていないことによって混乱が生じていたり、ということが言われており、特にこれは事務自体が難しいのだと思う。障害者の場合、初診日に加入している年金の種別によって窓口が異なる仕組みになっており、必要書類も多く、診断書が必要とされる場合もある。短期の人事ローテーションで回っている市町村職員がその期間内でマスターするには複雑過ぎる対応が必要になっているので、これから先、市町村に任せるのが事務の複雑性と難易度から考えて適切なのかが問われているのではないかということが基本的な認識である。

お話があったように全国では1,741の自治体があり、年金事務所は312であるので、確かに自治体の方が身近ではあるかもしれない。しかし、身近であるかより、話が適切に分かる職員に会えることの方が大事で、年金事務所に行って話の分かる事務の方に会うとやっと救われたという思いがあるので、問題点は、窓口の数ではない気がする。

また、市町村は身近だとおっしゃるが、市町村が所持している情報は、従来は市町村にしかなかったと思うが、今は様々なシステムによって取得可能なものが多い。そのため、市町村窓口利用の利便性は低下していて、むしろ事務の複雑性や複合性を考えると、年金事務所で受け付けていただきたいということがこの提案の根底にあることだと思う。そういう観点からすると、今日お話にあったような様々なサポートツール等で賄えるような話ではないという印象であるが、そこはいかがか。

(厚生労働省) 大変多岐にわたる御提言をいただいたかと思うが、まず国の年金事務、正に平成11年の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(以下、「地方分権推進一括法」という。)の下で国の直接執行事務という形で位置付けられたのだが、ほかの事務を見渡しても極めて特殊な事務ではないかと思っている。つまり、全国均一にそれぞれ年金額も決定され、同じ要件でやるという全国均一性を持ちながらも、しかし日本に居住する住民の方全てに関わるという意味でほかに類を見ない事務だと思っており、そのような意味で国の直接執行事務としての均一性と住民の利便性の確保の両立を図る必要がある中で、法定受託事務として国民年金事務の一部を引き続き担っていただくことになったという経緯があると承知している。したがって、その枠組み自体は先ほど部会長がおっしゃったように、様々なデジタル化の推進などで効率化できる部分は効率化しつつも、最後に残るのは住民の方からの問合せあるいは相談対応、このような部分に求められる役割は引き続き大きいのではないかと考えている。

御提案の自治体からのものを見ると、非常に現場が混乱しているというお話があると書かれており、実際に混乱させてしまっている部分があるのだろうから、それは我々も非常に反省しなければいけないと思っているが、現実問題として例えば市区町村には600万件くらいの相談が年間に寄せられており、直接対面でも470万件から480万件くらいの相談がされていると。これは正に住民の方が身近なところで相談したいというニーズあるいは手続を行いたいというニーズに、市区町村の方々に確実に応えていただいている証拠なのではないかと思っている。つまりは、国民年金事務についても、年金事務所に直接相談したり手続したりすることはもちろん可能であるので、その上でも地域の身近なところでお聞きになりたいと。特に障害年金などだと、生まれつき障害をお持ちの方が20歳になって障害基礎年金を申請される場合もあると。なかなか移動の自由も制限されている中で、身近なところで相談を受けたいというニーズは非常に高いのではないかと考えている。

事務負担の軽減というところでいうと、部会長が先ほどおっしゃっていただいたとおり、例えば市区町村の中で非常に大きな事務として位置付けられていた住所変更届や死亡届といったものについては、今はいわゆるマイナンバーを通じた情報連携の仕組みが整っており、その部分の事務量はほぼ消失している。まだ基礎年金番号とマイナンバーが紐づいていない方が0.数%いるが、それ以外のところはバックヤードで自動的にできるようになっているので、言わば本当に市区町村の方にとって煩瑣な事務手続が必要だった部分については効率化を図っているが、最終的な相談機能あるいは手続の機能に対するニーズは依然として高いのではないだろうかと思っている。

障害年金について、非常に中身も複雑、要件も複雑でというところ、これは本当に御指摘のとおりである。保険の仕組みでやっているのだから、それまでの納付要件が満たされているのか、未納がずっと続いているのかということのチェックもそうであり、障害年金の何級に該当する、そのためにはどういう書類が必要だということで、職員の皆様には大変な御負担をおかけしているとは認識をしている。そういう中でも例えば仮に障害年金が不支給になった場合の不利益処分の理由付記も去年から記載の充実を図っており、ただ不支給ですということではなくてこういう理由で不支給ですと記載するようにするなど、できるだけ分かりやすい説明ができるような仕組みを整えているので、是非そのような中で今後も更なる負担軽減を図っていかないと、このように考えている。

(大橋部会長) 本当に市町村窓口であれば、住民の方にとって身近で利便性があるということなのか。今回の提案は受付窓口が分かれており非常に分かりにくく、市町村への問合せも増加している。また、お話があったような住民からの相談対応などの法定受託事務以外の事務についても内容によっては年金機構に問い合わせるなどしなくてはならないという形で、窓口も一元的にできないということがある。それで今はこれだけ多くの住民に一番近い市町村から要望が出てきているので、執行上の問題として無理があるということなのではないか。

確かに地方分権推進一括法のときに一度仕分けはしたが、その後の様子を見て市町村ではやり切れないというものはほかの分野でもある。例えば、地球温暖化対策など、市町村では体制的に実施するのが難しいことを市町村にやらせるといっても、誰がそのようなことをできるのか、それを見直すべきではないかという声が出ているのと同じようなことが起きているのではないかという気がする。年金事務についても、年金事務所のマンパワーを充実させて受けていただきたいと思う。先ほど平成20年の閣議決定により職員数が固定されており、増加は困難というお話はあったが、同じ閣議決定の中で、必要人員というのはあくまでも平成20年の時点で具体的に見通せるものについて整理したものであり、将来的に固定させる趣旨ではないとも書かれているので、今般のような状況が生じてきて年金の窓口のところでマンパワーが必要だということであれば、そのための職員数の増加も検討可能ではないか。職員数が固定されているため増加させることができないということではなく、そのような枠組みの中でこの提案も受けていただきたいと思う。

(厚生労働省) 窓口で混乱を来しているという御指摘なのだが、そういう面がないわけではないとはもちろん認識をしており、その改善を図らなければならないが、先ほど申し上げたように厚生年金あるいは厚生年金の被用者の被扶養者、いわゆる国民年金でいうと第2号被保険者、第3号被保険者、こちらについては日本年金機構で一元的に事務を実施している。これはなぜ一元的に実施できるかというと、相手方が全国280万から今は300万になるが、事業所とのやり取りが中心になるものだから、そこの間でのやり取りということで一元化が図れていると。さらに申し上げますと、電子申請、厚生年金の分野でも取組を進めており、事業所が相手であるため、現在では主要な届出の中では件数ベースでいうと7割くらいは電子申請でやり取りができているところがある。

他方、国民年金の第1号被保険者の方は個人単位で加入をしたり様々な手続をすることになっているので、そのような意味ではどちらに行ったらいいかわからないという方はもちろんいるし、そのようなものを解消する努力はしないといけないと思うが、対象者によって入り口を明確に分けているということが一つは言えるのではないかと考えている。

また、マンパワーの点については御指摘のとおりで、未来永劫定員をそれ以降の事務について1人も増やしてはいけないという閣議決定の内容にはなっていないことは事実であるが、平成22年に日本年金機構が立ち上げられてからも当時見通していなかった様々な課題が起こっているが、そのようなものの中でも日本年金機構の定員は厳格に管理をされているのが実態であり、特に正規職員についてはそれよりも全く増えていないというか、むしろ計画期間終了後には減らさなくてはならないというものになっているので、そこに向けて定員整理を進めている。これは当時の政治的なやり取りもあり、社会保険庁廃止に伴って新しい日本年金機構が焼け太りになってはいけないという強い要請もあってこういう閣議決定になったと承知をしているので、あとは先ほど申し上げたように実際に年間600万件の相談が市町村に寄せられていると。こういうものを一気に年金機構で一元的にそれを引き受けることができるのかといった観点からも慎重な検討が必要なのではないかと思っている。

(高橋構成員) 年金の事務が複雑で市町村では対応できず、直接年金事務所に相談しないと解決できない部分がほとんどであり、負担になっているという話である。そうすると、基本的に直接年金事務所に適切に相談できる体制を作って、市町村を経由しないで解決できる仕組みを整備するよう日本年金機構自体が努力されるべきだと思う。その観点からすると、直接オンラインなどで相談できることが今の世の流れなのだが、まだほとんどやられていないとの話だった。日本年金機構が社会変化に全く対応されていないのではないかと思うのだが、いかがか。

(厚生労働省) 前提として、今の国民年金事務は複雑過ぎて市町村では対応できないのではないかと御指摘

であったかと思うが、複雑ではあるが、市区町村において対応されていないとは思っていない。特に市区町村において相談されている業務の多いところはどちらかという適用関係だ。資格の加入に関する事務であるとか、あるいは免除とか、学生の場合だと学生納付特例、このような適用あるいは納付に関する相談件数も非常に多くあるので、もちろんこのようなものも専門性は求められるが、市区町村においてそこは十分に御対応いただいていると思っている。

オンライン相談のところについては取組が遅いのではないかとということで、それはもっと早く進めることができたのかもしれないという点については反省しないといけないことだと思うが、一つには年金機構、これは市区町村でも全く同じことだが、個人の年金、個人情報を持ってそれを運用するという立場である。平成27年にサイバー攻撃を受けて125万件の年金個人情報を流出させたという事件も起こし、日本年金機構ではそれ以降、一般職員もインターネット環境が全く使えない。今でもそういう環境の下で仕事をしている状況にある。そのような中で個人情報を直接回線で扱うというものの中で、どのようにすれば情報の漏えいや流出を防ぐことができるかとか、あるいはこれまで専用回線を使って年金相談を実施していたわけだが、それではコストの観点からも広がりを持てないので、一般的なウェブ回線でやる場合にはどういう課題があるのか、こういうことを整理しながらやっているところである。今年度から離島以外の部分についても市区町村の方に御協力いただいて取組を始めようとしているところであるので、正にこれから課題を解決、整理しながら取組を進めていきたいと考えている。

(高橋構成員) オンライン対応を早急に進められたら、究極的には市町村の窓口事務はなくせると思うが、いかがか。

(厚生労働省) そこは御説明のときにも申し上げたが、一部については代替できる場所はあるかと思う。ただ、そうは言っても直接対面で相談を希望される方が当然おられるので、そういう方も含めてこれはオンラインでしか受付ができないというわけには当然いかないで、そこは併用させながらオンラインで対応できるものについては速やかにその導入を図っていくということかと考えている。

(高橋構成員) 市町村の窓口に来ていただき、オンラインで年金事務所の職員に直接対応いただき、市町村職員がサポートするというやり方もあり得ると思うが。

(厚生労働省) そこについては、まずこのオンラインの仕組みというのは、正におっしゃっていただいたような方、今進めているオンライン相談は市区町村にオンライン端末を置き、そこに来ていただくと。例えば離島であれば離島の支所にお越しいただいて、そして年金事務所でオンライン相談に対応する機能を持っている組織があるので、そことの間で回線のやり取りをして、市区町村の方に機器の操作であるとか、あるいは職員が説明して分からないところを補足していただくとか、そのようなことをやっているの、そのような意味で協働しながら今も実施をしているということである。

(高橋構成員) オンラインでの申請受付と、市町村の窓口においてオンライン端末を介して年金事務所の職員に直接対応いただく手段を両方残せば、究極的には市町村の窓口事務をなくせると思うが、いかがか。

(厚生労働省) そのようなオンラインによる対応、これも結局のところ年金機構側でそのような体制を作っていかなければいけないので、今は離島3島の相談件数に対応できるような人員しか確保していないわけだが、そこをどういうスケジュールでどれだけ広げていくか、あるいはそれは端末を置いていただく市区町村にも了解をいただきながらということになると思うので、そのようなものが進めばある程度の代替はできるのではないかと考えている。

(大橋部会長) これは離島対策ということだけではないと思う。市町村の窓口が、年金事務所の知恵やアドバイスを受けないと対応が進まないで困ってしまっており、年金事務所に行っていたり、市町村の窓口担

当者が年金事務所とやり取りをしたりしながら対応している。例えば、先ほどのようなオンライン相談のシステムが各市町村の窓口にあり、市町村に年金事務所が寄り添うような形で事務体制が作られるということであれば、日本年金機構に年金事務を一元化することの代替案になると思う。部分的な離島対策に留まるようだと、オンライン化の取組度合いが低く、活用されていないことがネックになっている気がする。

約1,700の市町村に来た人たちが年金事務所にオンラインでつながれて、様々なことについてアドバイスなり指示なりをもらえるとか、添付書類は紙などはやめてPDFなどでやり取りができるような形にするなど、簡素化とオンライン化を進めていただくことにより、市町村の負担を減らすという方向性を示していただければ回答になるかと思う。貴省は市町村の方が身近な窓口となり良いのだとおっしゃっているが、提案は、市町村の事務負担と窓口が分かれていることにより、市民も市町村も困っていることを言っており、二つが対立したままだと全然話が進まない。簡素化とオンライン化に関する工夫を新しく出していただいて、今の離島対策という枠をもう少し拡充して議論していかなければならないと考える。

(厚生労働省) 認識としてそれほど齟齬はないのではないかとと思っている。離島3島からスタートしたという事実があるので、それは正に職員が離島まで一々相談対応に行くことはできないという、それは非常に切実なニーズがあったので、そういう部分で始めたが、離島だけに限るものではなくて今後はほかの市町村でも、島だけではなくて自治体にも広げていきたいと、こういう気持ちは持っている。

直接この国民年金事務とは関係ないが、最近外国にいる日本国民の方とのやり取りもあるので、このような方々とも例えばメールなどでやり取りができる仕組み、郵送では非常に時間がかかるので、そのようなことと併せて考えており、決して離島対策のためだけにこれを完結させるつもりはない。そこでどれだけスピード感を持ってやれるかということである。

また、電子申請についても先ほども少し申し上げたが、マイナポータルで完結する手続も幾つかできているので、そのようなものの推進を図るということで、結果として市区町村の事務負担は現に少しずつ軽減していると思っているし、電子申請割合がもっと高まればさらに負担は軽くなるということだと思うので、このような取組をいかに迅速にしっかりと進めていくかということではないかと。その意味においてそれほど認識に懸隔はないのではないかとと思っている。

(大橋部会長) 次は二次ヒアリングを予定しており、単年度の中で方向性を決めてやっていくということであるため、例えばお話のあったような形での取組は、具体的にどういうスケジュール感で実際にやっていくかというもののプランをお示しいただくということでないかと提案団体に説明がつかないのだが、二次ヒアリングでお願いできるか。

(厚生労働省) そのスケジュールの具体化というものがどこまでできるか、これは日本年金機構の体制整備とも軌を一にしなければいけないところがあるが、御要望であるので、できるだけそれに沿った形でお示しできるように考えていきたいと思う。

(大橋部会長) これだけ共同提案団体が多いので、お茶を濁すような形での対応は取れない。話がつかなければ三次ヒアリングやフォローアップ案件という形で、継続で年数をかけて議論していく話になってしまう。最初とはにかく一元化していただきたいという形でボールが投げられており、それに対してヘルプデスク、サポートツール等では実際には改善されていないという印象が強い。例えば、市町村窓口において年金事務所の職員による対応を可能にするようなオンラインの仕組みを急速に拡充して整備するなど、代案がないと、これだけの共同提案団体が出ている中、答えとしては満足いくものにならないと思う。今日ここで議論する中で出てきたアイデアや、それに代わるようなものでも構わないので、二次ヒアリングで具体的に提示いただきたい。

(厚生労働省) できるだけ具体的なものを御提示できないかという方向で考えたいと思う。

(大橋構成員) 確かに様々な過去の経緯などもあって、年金機構の人員確保にも厳しい面はあるかと思う。一方で、市町村は現状対応いただけているというような説明があり、個人的には非常に違和感があった。市区町村における年金保険部門の担当職員数の推移をみると、第1次分権の段階から現在に至るまで、市区町村の年金保険部門の職員が半分近くに減っている。これは今後増える見込みはほぼなく、減る一方だと思う。市町村役場自体の持続可能性が今は大きな課題となっている中で、市町村でないとできない仕事ではなく、年金機構でできることは、やる方向で考えていただきたい。

(厚生労働省) 私の言い方が不適當だったかもしれないが、現在国民年金事務、市区町村の方々には何とか歯を食いしばって御対応いただいている。その結果、何とか住民の利便性の確保につなげていただいている。決して左うちわでやっていただいているということではないと思っている。人員についてもこれだけ過疎化、人口の少子高齢化が進む中で、市区町村職員の方の確保についても非常に厳しい状況にあることも承知をしている。私も地方公共団体に出身していたこともあるので、その事情はよく承知をしている。

反面、先ほど申し上げたように例えば市町村の国民年金事務、法定受託事務になった当時、一番大変だった事務は相談対応になるのだが、2番目に変化した事務が先ほど申し上げた住所変更手続、あるいは年金機構との間で電子媒体で情報をやり取りするという事務が、実は非常に大きなウエートを占めていた。それがマイナンバー連携などの実現によってほぼゼロという状況になっているので、正にできるだけ効率的なもの、体制を整えながら、先ほど申し上げたように国民年金事務あるいは年金事業は国の直接執行事務ではあるが、国民の皆様あるいは日本に居住する外国人の方も含めて日本にいる全ての方に直接関わる、老後生活の支えとなる年金を確実にお届けするという非常に重要な業務である。正に地方分権推進一括法の際の精神に基づいて、市町村の御協力もいただきながら万全を期していくことが大事だと思っているので、今後もそのような効率化、事務負担の軽減はということができるとするのは、先ほどのお話とともにしっかり考えていきたいと考えている。

(高橋構成員) 一点だけ最後に、先ほど基礎年金番号を扱うので個人から年金機構への直接のオンライン相談がセキュリティ上の問題があるという話があったが、これは適切にデジタル庁に相談されているのか。二次ヒアリングまでに、どのようにセキュリティ上の問題を克服したのか、あるいは検討しているのかを御説明いただきたい。

(厚生労働省) 申請手続の電子化全般について、デジタル庁に多大な御協力を得て実施しているので、そのようなところも含めて御紹介させていただきたいと思う。

(大橋部会長) 本日議論で出たように、市町村の現状からするとこの事務の体制自体の持続可能性が怪しいというか、悲鳴のようなものが上がっている状況であるため、抜本的な対策がないとなかなか立ちいかないという認識である。二次ヒアリングでは是非具体的な方策について御説明いただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)